

大規模災害時における復旧支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所（以下「甲」という。）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所（以下「乙」という。）、宿毛市（以下「丙」という。）と宿毛建設資源利用協同組合（以下「丁」という。）は、大規模な地震や風水害等（以下「大規模災害」という。）により、海岸及び河川の堤防や道路等の施設が被災した場合の復旧支援の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が要請し、丁が行う復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、大規模災害により被災した海岸及び河川堤防や道路等の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援の内容）

第2条 この協定に基づき丁が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 丁の所管する土砂の無償提供
- (2) 丁の所管地において、甲又は乙又は丙が所管する大型土のう袋へ土砂を詰める作業に係る人員・機材等の提供
- (3) その他、甲、乙又は丙が必要とする復旧支援

（復旧支援の要請）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に規定する復旧支援を必要と認める場合には、丁に対し支援内容を記した文書により行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず電話等口頭で行うことができるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

2 丁は、前項の規定による復旧支援の要請を受けたときは、丁の人員、機材等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

（復旧支援経費の負担）

第4条 前条第2項に定める復旧支援に要した経費については、復旧支援を要請した甲、乙及び丙の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（個人及び行政情報の保護）

第5条 丁は、この協定に基づく復旧支援を行うため、個人及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第6条 丁は、この協定に基づく支援業務が終了したときは、速やかに甲、乙及び丙に対し文書により報告を行うものとする。ただし、文書で報告する暇がない場合は、電話等口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲乙丙丁は、大規模災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立し、文書

で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（事務局）

第8条 甲、乙及び丙の支援業務に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所道路管理課とする。
- (2) 乙の事務局は、高知県幡多土木事務所宿毛事務所河川港湾課とする。
- (3) 丙の事務局は、宿毛市土木課とする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙丙丁のいずれからも申出がない場合は、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定外の事項）

第10条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙丙丁が協議してこれを定めるものとする。

（変更）

第11条 本協定に定める事項等に変更が生じたときには、書面にて変更の意思表示をするものとする。

この協定締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所有する。

平成29年11月21日

甲 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所
代表者 所長 山田 敬



乙 高知県幡多土木事務所宿毛事務所
代表者 所長 大崎 弘明



丙 宿毛市
代表者 宿毛市長 中平 富宏



丁 宿毛建設資源利用協同組合
代表者 理事長 竹村 建司

